

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための新たな機器の導入および機器の使用の廃止ならびに東北部工業技術センターの試験等のための機器の使用の廃止に伴い、工業技術総合センター使用料および東北部工業技術センター設備使用料の額の改定等を行うため、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 工業技術総合センター使用料の額の改定および一部の削除を行うこととします。(別表関係)

○使用料は機器1種類ごとに所要経費<sup>\*</sup>を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、電気・磁気環境機器として3m法電波暗室を導入することに伴い、また、食品加工機器であるプレッシャークッカ、工作機器であるオートクレーブ成形機、窯業設備の工作機器であるバイブレートパッカーおよび窯業設備の電気釜であるロータリーキルンならびに脱脂炉付電気炉を廃止することに伴い、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前] 電気・磁気環境機器	1時間あたり最低	320円	最高	6,800円
食品加工機器	1時間あたり			320円
工作機器	1時間あたり最低	100円	最高	5,440円
工作機器（窯業設備）	1時間あたり最低	290円	最高	4,170円
電気釜	1時間あたり			1,000円
電気釜	1回あたり	最低	2,100円	最高60,700円
[改正後] 電気・磁気環境機器	1時間あたり最低	320円	最高	8,560円
食品加工機器				削除
工作機器	1時間あたり最低	100円	最高	5,280円
工作機器（窯業設備）	1時間あたり最低	480円	最高	4,170円
電気釜				削除
電気釜	1回あたり	最低	2,100円	最高35,930円

【影響額】792千円（増額分1,760円×450時間）

- (2) 東北部工業技術センター設備使用料の額の改定および一部の削除を行うこととします。  
(別表関係)

○使用料は機器1種類ごとに所要経費※を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、観測機器である熱画像表示装置、微小観察機器であるX線マイクロアナライザ(波長分散)、分析機器であるグロー放電発光分析装置、工作機器である横型マシニングセンタおよび繊維加工機器である湿式紡糸機を廃止することに伴い、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前]	観測機器	1時間あたり		<u>350</u> 円
	微小観察機器	1時間あたり最低	290円	最高 <u>4,870</u> 円
	分析機器	1時間あたり最低	420円	最高 <u>4,530</u> 円
	工作機器	1時間あたり最低	160円	最高 <u>3,500</u> 円
	繊維加工機器	1時間あたり最低	50円	最高 <u>560</u> 円
[改正後]	観測機器			削除
	微小観察機器	1時間あたり最低	290円	最高 <u>3,770</u> 円
	分析機器	1時間あたり最低	420円	最高 <u>4,200</u> 円
	工作機器	1時間あたり最低	160円	最高 <u>3,300</u> 円
	繊維加工機器	1時間あたり最低	50円	最高 <u>550</u> 円

【影響額】0千円

- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「6,800」を「8,560」に、

食 品 加 工
工 作 機

機 器	同	320
器	同	最低 100 最高 5,440

を

工
---

作 機 器	同	同	100 5,280
-------	---	---	--------------

に改め、同項第3号中「290」を「480」に、

窯 業 用 焼 成 炉	電 気
	ガ ス

窯	同	1,000	
	1 回	最低 2,100 最高 60,700	
窯	同	同	1,200 10,200

を

窯 業 用 焼 成 炉
-------------

電	気	窯	1	回	同	2,100
						35,930
ガ	ス	窯	同		同	1,200
						10,200

に改め、

同表第5項中	観	測	機	器	1	時	間	
	精	密	測	定	機	器	同	最低 最高

円
350
320
1,390

を	精	密	測	定	機	器	1	時	間	最低 最高
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------

320 円
1,390

に、「4,870」を「3,770」に、「4,530」を「4,200」に、「3,500」を「3,300」

に、「560」を「550」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表			別表		
1～3 省略			1～3 省略		
4 工業技術総合センター使用料			4 工業技術総合センター使用料		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料			(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
電気・磁気環境機器	1時間	最低 320 最高 6,800	電気・磁気環境機器	1時間	最低 320 最高 8,560
省略			省略		
食品加工機器	同	320	(削除)		
工作機器	同	最低 100 最高 5,440	工作機器	同	同 100 5,280
省略			省略		
注 省略			注 省略		
(3) 窯業設備使用料			(3) 窯業設備使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
省略			省略		

工作機器	同	同	<u>290</u> 4,170
窯業用焼成炉	電気窯	同	<u>1,000</u>
		1回	最低 <u>2,100</u> 最高 <u>60,700</u>
	ガス窯	同	同 <u>1,200</u> <u>10,200</u>

注 省略

5 東北部工業技術センター設備使用料

区分	単位	金額
観測機器	1時間	円 <u>350</u>
精密測定機器	同	最低 <u>320</u> 最高 <u>1,390</u>
省略		
微小観察機器	同	同 <u>290</u> <u>4,870</u>
省略		
分析機器	同	同 <u>420</u> <u>4,530</u>
省略		

工作機器	同	同	<u>480</u> 4,170
窯業用焼成炉	電気窯	(削除)	
		1回	同 <u>2,100</u> <u>35,930</u>
	ガス窯	同	同 <u>1,200</u> <u>10,200</u>

注 省略

5 東北部工業技術センター設備使用料

区分	単位	金額
(削除)		
精密測定機器	1時間	円 最低 <u>320</u> 最高 <u>1,390</u>
省略		
微小観察機器	同	同 <u>290</u> <u>3,770</u>
省略		
分析機器	同	同 <u>420</u> <u>4,200</u>
省略		

工作機器	同	同 160 <u>3,500</u>	工作機器	同	同 160 <u>3,300</u>
省略			省略		
纖維加工機器	同	同 50 <u>560</u>	纖維加工機器	同	同 50 <u>550</u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
6 省略			6 省略		